	もん だい 問 題	かいとうらん解答欄
1	じてんしゃ ほうりつじょう けいしゃりょう じどうしゃ おな しゃりょう ぶんるい 自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。	
2	してんしゃじょうようちゅう 自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要がある。	
3	してんしゃ とうろ つうこう ばあい ほどう しゃどう くべつ ほどう してんしゃつうこうか 自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」 でないところでは、原則、車道を通行しなければならない。	
4	スマートフォンを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマートフォンの画面を注視して自転車を運転してはいけない。	
5	自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・ してんしゃせんよう 自転車専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従わなければな らない。	
6	じてんしゃ こうさてんてまえ そうこうちゅう ぜんぼう しんごう きいろ か た こうつう ちゅうい 自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。	
7	「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車も道路標識に従わなければならない。補助標識 →	
8	じてんしゃほとうつうこうか とうるひょうしき ほとう じてんしゃ つうこう ばあい 「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、 ほうしゃ つうこう きまた ばあい いちじていし 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。	
9	してんしゃ ろそくたい つうこう ばあい とうろ みぎがわ ろそくたい つうこう 自転車で路側帯を通行する場合、道路の右側にある路側帯は通行できない。	
10	してんしゃ そうこうちゅう ほこうしゃ ちが ばあい ほこうしゃ じてんしゃ そんざい き 自転車で走行中に歩行者とすれ違う場合、歩行者が自転車の存在に気づいていないときは、自転車のベルを鳴らして歩行者に気づかせなければならない。	
11)	信号機のない交差点で、「止まれ」の道路標識のない場合、通行している しまり できょう では できまする 道路の ではまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり でき	
12)	びる とうる じてんしゃへいしんか とうるひょうしき 広い道路で「自転車並進可」の道路標識がない場合は、自転車2台であれば はまい はまり	
13)	自転車での傘差し運転やイヤホンを着用して音楽等を聴きながらの運転等は、 を関するであるが、罰金等の厳しい罰則は設けられていない。	
14)	じてんしゃ ふたりの やかん 自転車の二人乗りや夜間・トンネル内の無灯火運転等は危険な行為であるため、 はっきんとう きび もう いまっきんとう きび まっさんとう きび まっさんとう きび まっさんとう きび まっさんとう きび しい割則が設けられている。	
15)	してんしゃ うんてんちゅう じ こ ま かがいしゃ みせいねん こうこうせい けいじせきにん 自転車を運転中に事故を起こして加害者となっても、未成年の高校生は刑事責任 を問われたり、民事訴訟で高額の賠 償金を請 求されたりすることはない。	